

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成20年8月1日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
甲種危険物取扱者試験	平成20年10月5日（日）午前9時45分から
乙種4類以外の危険物取扱者試験 （複数種類受験の場合は乙4類を含むことも可）	〃
乙種4類危険物取扱者試験	平成20年10月5日（日）午後1時30分から
丙種危険物取扱者試験	平成20年10月5日（日）午前9時45分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁
鳥取市尚徳町101-5	とりぎん文化会館
倉吉市山根529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター
米子市末広町74	米子コンベンションセンター

3 受験願書の受付期間

平成20年8月4日（月）から同月18日（月）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- （1） 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- （2） 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。